

## 宮崎県新型コロナウイルス検査促進事業補助金交付要綱

令和3年12月27日  
福祉保健部感染症対策課

### (趣旨)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症対策と日常生活の回復を図ることを目的に、健康上の理由等によるワクチン未接種者や感染拡大傾向時の感染不安者への必要な検査を無料で実施する事業者に対し、予算で定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の創設について（令和3年12月20日付け内閣府地方創生推進室・内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡。以下「事務連絡」という。）及びワクチン検査パッケージ制度要綱（令和3年11月19日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 医療機関、薬局又は衛生検査所等、事務連絡3(1)で定める新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金に係る実施要領（以下「実施要領」という。）第1条第1項第1号に規定された事業者のいずれかであること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

### (補助対象経費及び補助額)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれに係る補助額は、別表のとおりとする。

### (補助金の交付の申請及び実績報告)

第4条 補助事業者は、補助金等交付申請書に次の書類を添えて、事業の完了の日又は県が別に定める日から起算して30日を経過した日までに知事に提出しなければならない。ただし、第1号から第5号の書類は、二回目以降の交付の申請の際は省略することができる。

- (1) 実施事業登録者決定通知書（写しでも可。）
- (2) 市町村以外の者にあつては、第2条第2号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）

- (3) 法人にあつては、第2条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第1号)
  - (4) 市町村以外の者にあつては、第2条第4号に係る誓約書(別記様式第2号)
  - (5) 「検査体制整備支援部分」申請内訳(別記様式第3号)
  - (6) 「検査等費用支援部分」申請内訳(別記様式第4号)
  - (7) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助金等交付申請書は、規則第14条第1項の補助事業等実績報告書を兼ねるものとする。
- 3 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税等相当額報告書(別記様式様式第5号)により速やかに知事に報告しなければならない。

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、当該補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げのできる期限)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第7条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

(書類の提出部数等)

第8条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、2部(正本1部、副本1部)とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和3年12月27日から施行し、令和3年度の予算に係る宮崎県新型コロナウイルス検査促進事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の予算に係る宮崎県新型コロナウイルス検査促進事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行し、令和4年度の予算に係る宮崎県新型コロナウイルス検査促進事業補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費の区分	補助対象経費	補助額
検査体制整備支援	<p>補助事業者が実施要領に基づいて行う無料検査のための検体採取場所（ブース等）の設置に係る以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パーティション、衝立、テーブル、いす、テント（屋外で実施する場合）及びこれらに類する物の購入費、設置工事費、リース料、人件費（地方自治体の場合は、新型コロナウイルス感染症対応のための体制拡充及び雇い止め又は内定取り消しにあった者等の一時的な雇用等に必要となるものに限る。）</li> </ul> <p>ただし、前年度までに当該対象区分に係る補助金の交付を受けている場合は、その額を減じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高額な設備等を整備する場合は、基本的にリースでの整備とする。</li> <li>・1品の取得価格又は取得見積価格は5万円未満とする。</li> </ul>	<p>検査場所1カ所あたり上限1,300,000円（税込）</p>
検査等費用支援	<p>1回当たりの検査キット原価（PCR検査等の場合検査費用・送料等を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCR検査等の仕入額</li> <li>・抗原定性検査の仕入額</li> </ul> <p>その他補助事業者において生じる各種経費等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCR検査等</li> <li>・抗原定性検査</li> </ul> <p>なお、検査体制整備支援において、検体採取場所の設置に係る経費として人件費相当額を受け入れている場合は、当該年度に係る費用その他各種経費分については、補助対象とならない。</p>	<p><u>内閣府地方創生推進室及び内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室が通知する「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いについて」で定める額</u></p>

<補助対象外経費> 用地の取得費、本事業の実施に関連しない費用